

# 視 座

## 死因究明等推進基本法に期待すること

宮城県医師会理事

日 野 宏

警察が全国で2018年に扱ったご遺体は、交通事故などを除き約17万人で、うち解剖されたのは2万344人で約12%でした。都道府県別で解剖が最も高かったのは神奈川県で41%、次いで兵庫県36%、沖縄県25%、東京都17%でした。一方、広島県1%、岐阜県2%、大分県3%と、34府県で10%に満たなかった状況です。宮城県は12.4%と全国平均と同じでした。

警察の初動捜査にて犯罪が疑われれば、鑑定のために司法解剖の対象になります。一方、9割を占める犯罪の疑いがないと判断されたご遺体も、重大な事故や事件の見逃し防止や、感染症や中毒の監視、死因の統計の正確さのために、死因究明を目的とした解剖の必要性が指摘されてきました。死因究明の手段には、薬物検査やご遺体の死亡時画像診断（Ai）がありますが、解剖が最も有効とされています。

監察医制度という死因究明の仕組みがある一部の大都市（東京23区、大阪、名古屋、神戸）では、犯罪の疑いがないとされたご遺体の解剖が比較的多くなっています。都道府県が運営し、法医学が専門の監察医が死因を調べ、解剖が必要かを判断しています。その他の地域では大学の法医学教室などで対応するケースもありますが数は少なくなっています。

このため、東日本大震災の後の2013年4月に死因・身元調査法が施行され、犯罪の疑いがないとされたご遺体でも、警察署長の判断で家族の承諾がなくても解剖できるようになりました（解剖の必要性の説明は十分にします）。解剖が大幅に増えた地域もありますが、解剖率の全国平均は2014年の11%から2018年の12%と微増にとどまりました。26府県ではこの10年で一度も1割に達しませんでした。

警察庁は「必要なお遺体は積極的に解剖するように指導している。」とのことでした。ですが、解剖医は全国に200人足らずしかいません。日本法医学会の調査では、13県で大学の常勤の解剖医が1人だけでした。大学のポストや志望者が少ないことが背景にあるようです。

同学会理事長の青木康博先生（名古屋市大教授）は、「1人で奮闘している解剖医もいるが非常に厳しい。複数人の体制になれば、交代や協力などで余裕が生まれ、1人あたり1.5倍くらい対応できる。」と話しています。宮城県では現在、東北大学と東北医科薬科大学の法医学教室が分担して解剖をいただいています。解剖率をもう少しアップできそうな状況です。

ただ予算が問題で、解剖を補助するスタッフも資金不足で増やしにくく、多くの大学は財政難で余力がない状態とのこと。司法解剖は国庫から支給されますが、調査法の解剖は都道府県の会計で賄わ

れています。予算は前年の実績が考慮されることもあり、解剖が少ないままでは予算が増えにくいと考えられます。

こうした状況で期待が寄せられたのが、2019年6月に議員立法で成立した死因究明推進基本法でした。死因究明の地域格差を解消するため、解剖や死亡時画像診断（Ai）などの実施体制の充実が期待されました。

しかし、その後も解剖率はアップせず、業を煮やした国が死因究明等推進基本法を本年4月1日から施行させます。世界では、解剖率が最も高いのはスウェーデンが89.1%で、オーストラリアが53.5%、英国が45.8%、ドイツ19.3%で、先進国の日本が12%では恥ずかしい限りであります。

解剖数に限りがある中、CTやMRIなどで死因を調べる死亡時画像診断が広まっています。警視庁によると、2014年の9千件が2015年には1万4千件に増加したとのこと。

Aiは気胸の発見などでは解剖に勝り、骨折やくも膜下出血も見つけやすくなっています。解剖に抵抗感がある遺族の同意も得やすいと考えられます。このため、医療事故や突然死した患者さんの死因究明のために通常の病院でも普及し始めました。一方、「普通の医師は死後の画像を見慣れていない。正確な診断には経験や知識が欠かせない。」と指摘する医師もいます。

某大学の法医学教授は、「法医学の知識がない医師の安易なAiで、かえって犯罪が見逃される危険性がある。」と指摘しています。従来は警察に届けていたケースでも、Aiで死因を判断して届け出ない動きがあるためです。実際、Aiでくも膜下出血が見つかり「病死」とされ、出血の原因が顔を殴られたことによるものだと後に発覚した例もあります。

先日、日本医師会館で行われた死体検案研修会（上級編）では、日本各地の大学法医学者より、Aiや死因究明の講義がなされ、その中で「警察が事件性のないご遺体のAiや解剖を必要としない状況から、今後は医師が死因究明の必要性を論じ、Aiの利用や解剖率を上げる方向で考えた方がいいと思います。」とのことでした。全国で、死因究明等推進協議会が設置され始めましたが、宮城県ではまだ設置されておらず、設置されていないのは宮城県を入れて8県のみとなりました。早急な設置を望むものであります。

最後に、私見ではありますが、入浴中の死亡（通称：風呂溺）の解剖が進めば、かなりの人の死因究明がなされると考えております。

